

理事候補者選挙規則

(趣旨)

第1条 この規則は、理事候補者選挙に関する事項について定めるものとする。

(細則への委任)

第2条 理事候補者選挙に関する事項は、この規則によるほか、理事候補者選挙細則の定めるところによる。

(選挙権及び被選挙権)

第3条 理事の任期開始時において代議員である者は、理事候補者選挙の選挙権ならびに被選挙権を有する。但し、選挙の最終日までに、理事の任期開始時においての代議員としての資格を喪失した場合には、この限りではない。

(選挙の方法)

第4条 選挙は投票により行う。
2 投票は、代理人によって行うことができない。

(投票の方法)

第5条 投票は、理事候補者リストの中から適任者 15 名以内の者を選び、これを連記する方法により行う。

(理事候補者選挙の実施時期)

第6条 理事候補者選挙の実施時期は理事会が定める日程をもって行う。

(立候補等)

第7条 被選挙権を有する代議員は、立候補届出期間内に立候補届出書を選挙管理委員会に提出して、候補者となることができる。
2 被選挙権を有する代議員は、選挙権を有する代議員 2 名以上が立候補届出期間内に推薦届出書を選挙管理委員会に提出することによって、候補者となることができる。

(候補の辞退)

第8条 候補者となった者は、投票日の前日から起算して 7 日前までに、候補者辞退届を選挙管理委員会に提出して、候補者を辞退することができる。

(選挙公示)

第9条 選挙管理委員会は、第 6 条の実施時期の決定に基づき選挙公示を行う。

(選挙結果の報告)

第10条 選挙管理委員会は、選挙結果をすみやかに役員推薦委員会に報告する。

附則

本規則の制定により、「役員選挙規則」は廃止する。